

平成 18 年 8 月から

税制改正に伴う 経過措置



公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止に伴って一定以上所得者になる人で、次のいずれかにあてはまる人については、「自己負担限度額」についてのみ「一般」を適用します。

1	課税所得	145万円以上213万円未満	
2 (※)	収入の 合計金額	1人世帯	383万円以上 484万円未満
		2人以上 世帯	520万円以上 621万円未満

※ 2 の場合は、申請が必要です。

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税課税世帯となるが、一部が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については、「自己負担限度額」および「入院時食事代の標準負担額」は「低所得Ⅱ」を適用します。
※ 老齢福祉年金受給者は「低所得Ⅰ」を適用します。

●対象となる人

住民税課税者が合計所得金額125万円以下で、平成17年1月1日現在65歳以上の人だけの世帯の住民税非課税者

平成 18 年 10 月から

**ここが
変わります!**

70歳以上の皆さまへ・・・
高齢受給者、医療受給証で医療を受けている人の**自己負担が変わります!**

■一定以上所得者の自己負担割合
現役並み所得のある一定以上所得者の自己負担割合が、2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。

平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
一定以上所得者	2割	一定以上所得者	3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割	一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

■一般・一定以上所得者の自己負担限度額
1か月間の医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。その自己負担限度額が、低所得者に配慮しつつ、一部引き上げられます。
* 高額療養費の支給には申請が必要です。
* 入院の場合、窓口での負担は世帯単位の自己負担限度額までとなります。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円	一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は40,200円)	一定以上所得者	44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
対所得Ⅰ	8,000円	15,000円	対所得Ⅰ	8,000円	15,000円